

防医総総第2278号

23.12.27

事務局 長
医学教育部 長
病院 長
教務部 長 殿
学生部 長
図書館 長
防衛医学研究センター長
高等看護学院 長

防衛医科大学校長

防衛医科大学ホームページの管理運用について
(通達)

改正 平成24年4月6日
平成26年4月1日
平成28年3月31日
令和3年3月31日
令和5年6月30日

標記について、次のとおり定めたので、通達する。

なお、防医総総第827号(13.11.16)は本通達の施行日をもって廃止する。

(目的)

第1条 この通達は、防衛医科大学(以下「学校」という。)が設置するホームページに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホームページ 学校が設置するホームページ(学内専用ホームページを除く。)をいう。
- (2) 学内専用ホームページ 学内のみ公開されるホームページをいう。
- (3) 各課室等 防衛医科大学行政文書管理規則(平成23年防衛医科大学達第3号)第2条第1号に規定する各課室等をいう。
- (4) 各課等ページ 各課室等が作成したホームページをいう。
- (5) 調達情報関係の更新 調達情報及び契約状況に係る情報の公開について最新情

報を掲載することをいう。

(6) 委員会 第8条に規定するホームページ委員会をいう。

(7) 校内掲示板 校内LANに設置された掲示板をいう。

(掲載事項)

第3条 ホームページは、次の各号に掲げる事項を掲載する。

(1) 学校の広報に関する事項

(2) 各課室等に関する事項

(3) その他掲載するに足りると委員会で承認された事項

(禁止事項)

第4条 次の各号に掲げる事項を禁止する。

(1) 私的（営利目的を含む。）な利用に該当する事項

(2) プライバシー及び著作権を侵害する行為に該当する事項

(3) その他社会通念に反する利用に該当する事項

2 第6条に定める管理責任者は、前項のいずれかに該当する場合又はそのおそれがあると認められた場合、速やかに学校長に報告するとともに、学校長の指示を受け、掲載を制限又は削除することができる。

(掲載責任者)

第5条 各課等ページに関する掲載責任者は、別表に掲げる区分に応じて置くものとし、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 各課等ページの掲載申請に関すること。

(2) 各課等ページの設置、修正及び削除に関すること。

(3) 掲載内容の問い合わせに関すること。

(管理責任者等)

第6条 ホームページを適切に管理するため、管理責任者及び管理補助者を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 管理責任者 事務局総務部総務課長

(2) 管理補助者 事務局総務部総務課総務係長

2 管理責任者は管理補助者に次の各号に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) ホームページ申請書（別紙様式）の内容の点検及び確認に関すること。

(2) その他ホームページの管理に関すること。

3 管理補助者は前項第1号に定める点検及び確認に際し、その内容に疑義が生じた場合には、速やかにその旨を管理責任者に通報するものとする。

4 管理責任者は、前項の通報を受けた場合には、速やかに当該掲載責任者と調整し、適切な対応を図るものとする。

(申請及び審査手続)

第7条 各課等ページを掲載等する場合、当該ページの掲載責任者は、ホームページ申請書を作成し、次の各号に定める区分に応じ当該各号に掲げる手続を行うものとする。ただし、調達情報関係の更新については掲載責任者の責任において行うものとする。

(1) 新規設置及び主要な構成部分の修正又は削除

管理責任者等の点検及び確認を受けたのち、委員会へ申請し承認を受けるものとする。

(2) 軽微な修正及び削除

管理責任者等の点検及び確認を受けるものとする。

(ホームページ委員会)

第8条 ホームページの掲載内容等を審議するため、ホームページ委員会を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、学校長をもって充てる。

4 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 事務局長

(2) 医学教育部長

(3) 病院長

(4) 事務局総務部長

(5) 事務局企画部長

(6) 医学教育研修センター長

(7) 学生部長

(8) 図書館長

(9) 病院副院長

(10) 防衛医学研究センター長

(委員会の審議事項)

第9条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) ホームページの掲載内容に関する事。

(2) 各課等ページの新規設置に関する事。

(3) 各課等ページの主要な構成部分の修正又は削除に関する事。

(4) その他委員長が必要と認める事項。

(委員会の招集)

第10条 委員会は必要に応じ、その都度委員長が招集する。

1 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を審議することができない。

2 委員長は、必要に応じ、委員会に委員以外の職員を出席させ、又は部外の学識経験者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局総務部総務課において行う。

(部会)

第12条 必要に応じ第9条各号に掲げる事項について、委員会の審議の資とするため、次の各号に掲げる部会を設置し、当該各号に掲げる検討を行う。

- (1) 管理部会 掲載内容全般事項
- (2) 教育・研究部会 教育及び研究に関する掲載内容
- (3) 医療部会 診療に関する掲載内容

(部会の構成)

第13条 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

2 部会長は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 管理部会 事務局総務部長
- (2) 教育・研究部会 医学教育研修センター長
- (3) 医療部会 病院副院長(管理・運営担当)

3 部会員は、部会長の指名する者をもって充てる。

(部会の庶務)

第14条 部会の庶務は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる課において行う。

- (1) 管理部会 事務局総務部総務課
- (2) 教育・研究部会 医学教育研修センター事務部
- (3) 医療部会 病院事務部病院運営課

(学内専用ホームページ)

第15条 学内専用ホームページの新規設置、修正又は削除については、次の各号に掲げるところにより、別表に掲げる区分の掲載責任者が行うものとする。

- (1) 学内専用ホームページは校内掲示板に掲載するものとする。
- (2) 第4条に定める禁止事項を遵守するものとする。

(委任規定)

第16条 この通達に定めるもののほか、ホームページに関し必要な事項は、管理責任者が別に定めるものとする。

附 則

この通達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この通達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年7月1日から施行する。

別表

掲載責任者区分一覧表

区 分	掲 載 責 任 者
総務部	各課室の長及び主任会計監査官
企画部	各課室の長
医学教育研修センター	医学教育開発官、研修管理室長及び事務長
学生部	学生課長及び主任訓練教官
図書館	事務長
医学科の学科目	各学科目の長
医学科の講座	各講座の長
看護学科の講座	各講座の長
動物実験施設	施設長
共同利用研究施設	施設長
病院事務部	病院企画調整官及び病院運営課長
診療科	各診療科の長
中央診療施設として置かれる部又は室	各部又は室の長
防衛医学研究センター	事務部及び各研究部門の長

別紙様式

委員長	管理責任者	管理補助者

年 月 日

ホームページ申請

書

掲載責任者

所属

官職

氏名

下記のとおり申請します。

記

- 1 申請区分
新規設置 ・ 修正 ・ 削除
- 2 タイトル
- 3 理由
- 4 内容

注：1 申請区分については、該当個所を○で囲むこと。

2 内容は掲載等を行うページを添付することで省略することができる。